

令和3年4月15日

金融庁監督局保険課 御中

協同組合日本接骨
会長 登山



交通事故傷病取り扱いにかかる 柔道整復医療受診妨害再発防止の要望

要望の趣旨

保険会社が「患者のための医療」を「医師のための医療」とし柔道整復師医療受診の申請に対し「患者には医療選択の自由の妨害」を、「柔道整復師には業務妨害」をくり返しています。本問は既に、注意指導を賜っているところですが、改めて、下記事項の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

保険会社の「患者への受診妨害問題」と「柔道整復師への業務妨害問題」の原因は医療利権化者の「医療は医師のもの」や「柔道整復師は診断不可」などの誤解で「国民の医療選択の自由」と「整復師の診断の不可欠」の不知と無視です。この誤解と偏見は「医療利権化者を忖度」していた保険会社の不勉強ですが、次つぎと失当理解の下に「国民の医療選択の自由の大事」となりました。しかし、未だ、再発で、そこで、改めて下記事項について保険会社の理解の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

なお、不正保険取り扱い防止対策の大事に鑑み保険会社に全件のデータ化の確立とこれによる資料の収集と分析の下に不正保険取り扱いの根拠と証拠の特定に基づき取り組みとする周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

「柔道整復師業務の健全化と不正防止対策の確立」について

1. 従前問題の再発防止の周知徹底
2. 全件のデータ化とその収集と分析による根拠と証拠に基づき不正保険取り扱い防止対策の周知徹底
3. 受診者への自己診断強要の失当防止

令和3年4月15日

協同組合日本接骨

会長 登山



金融庁・国土交通省に 損保会社の行政指導の要望

交通事故傷病の損害保険取り扱いについて、柔道整復師受診者の医療とその費用の取り扱いについて損害保険会社の取り扱いとされるとき、この者の適正な取り扱いの周知徹底が厚生労働省ではなく金融庁と国土交通省とされるとき、今回、別添事案の注意と今後の再発防止についてその周知徹底の要望です。

通例、この取り組みは、「法令に基づき取り扱い」と「行政指導による取り扱い」があるが、今回事案はいずれも「法律問題」を装っているが、しかし、「法律上の柔道整復師不可問題」ではなく「医療を巡る資格と制度の解釈と運用の問題」で行政指導の誤解注意問題の様相を呈するものです。

各件に見る具体的注意例で

1. 「医療は医師の独占」で「整復師は不可」とする法律解釈失当問題。
2. 「診断は医師のみで整復師は不可」とする「診断の不知」問題。
3. 1、2の誤解に基づく国民の医療選択の自由の不知問題。
4. 「医療の評価と選択」が国民患者が行うことの不知問題。
5. 「医師は医療万能」とする誤解問題。
6. 医療の利権化の不知とこれに加担する問題とその手法で優越的地位乱用の問題など。

以上のいずれも旧来の誤解と偏見の同様問題の誤りです。

整復医療の理解の参考

各項の誤解が如何に国民のための医療とその制度を阻害する誤りかで、この問題は既に「健康保険」や「労災保険」や「生活保護」など医療を巡る資格と制度の問題で各関係機関で次つぎと整復師への偏見蔑視の注意の下に妨害防止の行政指導が図られているところです。

交通事故傷病では担当機関の異なる事から未だ今回に見る誤解と偏見の

取り組みだが、しかし、別添に見るとおり既に幾度かの誤解防止対策が図られている次第です。

今回は、こうした事情の下に改めて「行政指導の大事」とその際の適正な内容の注意について再発防止の周知徹底のお願いです。

なお、本問の原因、理由の注意で、それが損保会社の最も大事な業務に不正保険取り扱い防止対策取り組みがあり、これはまさに全取り扱い件のデータ化とこの資料の収集と分析に基づき根拠と証拠の特定の下での取り組みで、余計な業務としてこれは他からの指示や依頼で取り組むものではありません。損保会社の基本業務です。だが、この自覚の欠落とそのため資料の不備で、その反動の受診妨害や営業妨害対策など本末転倒の誤りで、この注意と速かにデータ対策確立の周知徹底行政指導の下に保険制度の向上を賜うようお願い申し上げます。